函館市戸井地区防災行政無線管理運用要領

（趣　旨）

第１条　この要領は，函館市戸井地区防災行政無線による通信および個別受信機の管理等について，必要な事項を定めるものとする。

（通信の種類）

第２条　通信の種類は，平常通信および緊急通信とする。

（緊急通信）

第３条　災害その他緊急時の通報は，平常通信の如何にかかわらず，必要の都度行うことができる。

（通信時間）

第４条　平常通信は，定時通信と随時通信とし，定時通信の時間は次のとおりとする。

通信区分	通　　信　　時　　間
夜	１７時３０分　～　１７時４５分

（通信の申込）

第５条　通信する場合の手続きは，次に定めるところによる。

①　各所管課長は，所管する事務で住民に通報する必要のあるものについては，別記第１号様式の防災行政無線の通信申込書により，通信前日の正午までに地域振興課長に提出しなければならない。

②　緊急を要する場合は，口頭により届け出を行うことができる。

③　地域振興課長は，提出された通信申込書の内容により，放送の可否を決定するものとする。

（通信の制限）

第６条　地域振興課長は，災害発生その他特に必要と認めたときは，通信を制限することができる。

（通信の方法）

第７条　通信の方法は，次のとおりとする。

①　一斉呼出　固定系子局全部に一括呼出のものをいう。

②　地区呼出　グループ毎の地区別に呼出のものをいう。

③　戸別呼出　２以上の個別に対する呼出のものをいう。

④　１回の通信時間は原則として３分以内とする。

（発信情報）

第８条　発信情報については，函館市戸井地域防災行政無線基地局および遠隔制御局の運用についてに定めるものとする。

（戸別受信機の管理等）

第９条　函館市戸井地区防災行政無線施設の管理に関する要綱第３条第１項の規定に基づき新たに戸別受信機を無償貸与した場合は，同要綱第６条から第９条までの規定について，別記第２号様式で使用者に通知するものとする。

（その他）

第10条　この要領の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

この要領は，平成２７年３月３０日から施行する。

附　則

この要領は，令和６年４月１日から施行する。

（別記第１号様式）

通　信　申　込　書

<table>
<tr><td colspan="6">地　域　振　興　課</td><td colspan="4">所管課（　　）</td></tr>
<tr><td>課
長</td><td></td><td>主
査</td><td></td><td>担
当</td><td></td><td>課
長</td><td></td><td>申
込
者</td><td></td></tr>
<tr><td>件　名</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>放送日時</td><td>定時・随時</td><td colspan="8">年　　月　　日から　午前　　時　　分
年　　月　　日まで　午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>放送区域</td><td>全地域
〔一斉呼出〕</td><td>地区呼出
（放送する地区を〇で囲む。）</td><td colspan="7">小安　釜谷　汐首　瀬田来　弁才
泊　館　西浜　東浜　新二見・原木</td></tr>
<tr><td colspan="10">放送文：（こちらは，防災といです。）

（以上で放送を終わります。）</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="4">◆戸井支所 SNS に

□ポストする
□所管部局の投稿をリポストする
□ポスト・リポストしない

※いずれかに✓を入れること。</td><td rowspan="2">処　理</td><td colspan="4">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="4">録音　・　随時放送</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>放送者</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※定時放送は，17 時 30 分～17 時 45 分　　※放送文は簡潔にわかりやすく表現すること

（別記第２号様式）

函　戸　地

年　　月　　日

受信機貸付あて

函館市戸井支所長

防災行政無線戸別受信機の管理について

函館市で設置した防災行政無線戸別受信機は，災害やその他の緊急時における通信および市の広報活動の通信のために住民のみなさんに無償で貸与している大切なものですので，戸別受信機の管理に際しては，次のことに注意して下さい。

記

１　常に善良な管理意識をもって使用して下さい。
２　異常を発見したときは，直ちに下記連絡先に届け出して下さい。
３　無断で戸別受信機を他の人に譲渡してはいけません。
４　無断で戸別受信機を解体，修理などしてはいけません。
５　転居および取付場所を移動するときは，下記連絡先に届け出して下さい。
６　故障等が使用者の責任と判断される場合には，損害賠償していただく場合があります。
７　戸別受信機の使用料は無償ですが，管理費用（電気料や電池代）は使用者に負担していただきます。

連絡先
函館市戸井支所地域振興課
電話　８２－２１１１